

登録団体 各位

公益財団法人日本水泳連盟

競技者登録の手引き

選手は、競技者登録にあたって、下記の事項に留意し、競技者登録手続きを行ってください。

記

- 選手は、第一区分と第二区分の2カ所から競技者登録ができる。
 - ・第一区分は、全ての競技区分を通じて、1カ所にしか登録できない。
 - ・第二区分は、競技区分毎に登録団体を選択することが出来る。
- 第一区分は学校（小学校～大学）と勤務先（企業：実業団）、第二区分は任意団体（SC、友好団体等）とする。
 - ・国際大会における日本代表、国民体育大会における都道府県代表等は、第一区分、第二区分いずれにも属さないが、競技者はいずれかの団体に登録されている必要がある。
- 生徒・学生（小学校～大学）は、所属校と任意団体（SC、友好団体等）、社会人は勤務先と任意団体の2カ所に登録できる。
 - ・第一区分における小体連・中体連主催大会のみ、小・中学校からの登録は、義務教育機関のため登録料（団体・個人共に）は免除する。
 - ・大学院は、第一区分とする。登録は、学生委員会各支部ではなく、所在地の都道府県水連とする。
 - ・勤務先とは、その企業・団体に籍を置き、雇用関係があることをいう。
 - ・勤務先を第一区分として登録する場合の名称は、法人名または事業所名称（商号・店舗名称可）とし、その企業の商品名、ブランド名を登録することはできない。
 - ・第二区分の登録団体名称（正式名称、略称共に）は、複数の登録団体名を組み合わせることはできない。
- 大会毎に、2ヶ所の所属名称を使い分けて使用できる。
 - ・競技会毎に、第一区分と第二区分のいずれかから申込み（エントリー）するかを選択できる。
 - ・大会期間中は、申込みを行った団体以外の名称を使用することはできない。
- 第一・第二両登録団体とも競技者登録手続きをしなくてはならない。（競技者登録料については、第一区分登録団体・第二区分登録団体それぞれから発生する）
 - ・選手は、自らの責任に於いて、自分の所属する第一区分、第二区分の団体を選択し、相互にその旨を通知しなければならない。
 - ・競技者登録は、登録団体の責任者が加盟団体を通じて行わなければならない。
 - ・選手は、必要な登録費を登録団体毎にとりまとめて、加盟団体を通じて本連盟に納付すること。
- 競技者登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
 - ・第一区分は、原則として年度途中（期中）で変更（異動）することはできない。
 - ・第二区分は、所定の手続きにより、年度途中（期中）での変更（異動）が認められる。
- 競技者登録者へ交付するIDカードの4年以内の再発行は有償とする。

以上